

No.	種 別	内 容
9	基準項目	管理運営
	指摘事項	1) 全学審議事項に対し、迅速に対応できる組織を明確にするとともに、大学協議会等、教授会の代表意見を述べる場の設定が望まれる。
	評価当時の状況	<p>本学には、評議会、大学協議会などに類する教員の代表者を以て組織する代表的な全学的審議機関は存在しない。福岡工業大学教授会規程に基づき設置される「全学教授会」の構成員は、全学部の教授、助教授および講師の全員から成り、学長が議長となる。審議事項は、全学に関わる重要事項であり、具体的には学則等規程の制定改廃、学部、学科、学科目、研究所等の設置改廃、教育研究施設の設置改廃、予算概算要求、学生定員に関する事項である（教授会規程第3条）。</p> <p>学部教授会と全学教授会との間の連携および役割分担は教授会規程上明確になっており、適切であると評価できる。一方、ここ数年は文部科学行政の転換期にあることや18歳人口がさらに減少していく時期にあることを考慮すれば、評議会や大学協議会等の代議機関での迅速な意思決定が求められ、教授会の権限・役割に関する記述で触れたように、学部運営の機動性を高めるため、また学部間の調整を図るために一部の教授会代表者からなる審議機関の設置が必要な時期に来ていることは明らかである。具体的な検討を始めたい。</p> <p>なお、全学的審議機関の形態を採っている会議体として、福岡工業大学教授会規程第7条に基づく、部科長会が存在する。会議運営のルールは、福岡工業大学部科長会規程に定められており、構成員は、学長（議長）、各学部長、研究科長、教務部長、学生部長、図書館長、情報処理センター長、各研究所長、各学科長から成り、全学の組織をカバーしている。各学部教授会の下部組織である原案作成の委員会の一つではあるが、大学全体の連絡調整機能を果たしており、教学運営の最終決定権は無いものの、本学運営の中核的な役割を果たしている。</p>
	評価後の改善状況	<p>本学では、他大学の評議会もしくは連絡協議会は置かず、全学教授会がその役割を果たしていて、学内における全学的審議機関となっている。</p> <p>また、本助言を受け、平成19年3月に学長の諮問機関である「運営協議会」を設置し、教員、職員間の連絡調整はもとより、全学審議事項への対応、教授会の代表意見を述べる場としても実質的に機能している。</p>
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等	
	別添 資料13「平成18年度 第4回 全学教授会議事録 および その資料」参照	
	<大学基準協会使用欄>	
	検討所見	
改善状況に対する評定	1 2 3 4 5	